
インヴァストゴールドカード ポイントサービス規定

第1条（規定の目的）

インヴァストゴールドカードポイントサービス規定（以下「本規定」といいます。）とは、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）と、インヴァスト証券株式会社（以下「インヴァスト証券」といいます。）が提携して発行するインヴァストゴールドカード（以下「本カード」といいます。）のカード利用に応じ、当社が本カード会員（以下「会員」といいます。）に対して提供するポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

第2条（本ポイントサービスの概要）

1. 本ポイントサービスは、会員の本カードによるカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じ、当社がインヴァストカードポイント（以下「本ポイント」といいます。）を付与する制度です。
2. 会員の本カード利用によるポイント付与は本ポイントのみとし、当社が別に提供するポイントサービスの提供を受けることはできません。
3. 会員が本ポイントサービス以外に当社が別で提供するポイントサービスの提供を受けている場合であっても、当該サービス間のポイント付替・合算などはできません。

第3条（本ポイントの換算・付与）

1. 当社は毎月の当社所定日に締め切られた新規のカード利用代金合計に応じて、当社所定の割合及び方法により換算した本ポイントを会員に付与します。当該ポイントは毎月16日以降、インヴァスト証券により、会員がインヴァスト証券に開設する取引口座に1ポイントにつき1円の現金に換算して入金するものとしします。
2. 前項の換算・付与には、E d y、n a n a c o等の電子マネーの各チャージ利用代金、カードショッピングの手数料、カードキャッシングの融資金及び利息、カード年会費、会員が当社所定の約定支払額確定日前に支払ったカードショッピング利用代金、その他当社所定のカードショッピング利用代金及び手数料は含まないものとしします。
3. 本ポイント換算・付与の対象となるカードショッピング利用代金に返品、キャンセル、利用金額の変更等があった場合、原則として当該利用に対して付与する本ポイントは取消、減算又は加算されます。
4. 当社は、会員に対して付与する本ポイント数等を当社が会員に対して連絡するご利用代金明細書又はインターコムクラブのご利用代金明細照会により通知するものとしします。
5. インヴァスト証券は、当社が会員に対して付与する本ポイント数等を会員に対して提供するインヴァスト証券ホームページ等に表示できるものとしします。

第4条（本ポイントの還元条件）

本ポイントサービスは、以下の条件を全て満たしている場合にのみ行われるものとしします。

1. 当社がインヴァスト証券にポイント情報を連絡する時点で、会員が本カードの会員資格を有していること。
2. インヴァスト証券が本ポイントを現金に換算して、入金する時点で会員のインヴァスト証券が指定する取引口座が有効であること。

第5条（公租公課）

本ポイントサービスにより会員が還元を受けた現金について公租公課が課せられる場合は、会員が公租公課を負担するものとしします。

第6条（権利の消滅等）

1. 会員が、理由の如何を問わず、会員資格を喪失した場合、当社は会員に通知することなくポイントの付与

を中止し、既に付与されているポイントを、すべて自動的に失効させることができるものとし、本規定における会員の権利の全部が自動的に消滅するものとし、

2. 当社がポイントを付与した後に、ポイント付与の対象となるカードショッピングについて返品、キャンセルその他当社がポイントの付与を取り消すことが適当と判断する事由が生じた場合、当社は付与したポイントを取り消すことができるものとし、
3. 会員が、次のいずれかに該当したときは、当社は会員へ事前に通知することなく会員が保有するポイントの一部または全部を取り消すことができるものとし、
 - (1) 違法または不正な手段によりポイントの付与を受けている疑いがあると認められる場合。
 - (2) 本規定またはその他当社が定める規約等のいずれかに違反した場合。
 - (3) ポイント付与の対象となるカードショッピングが会員資格喪失事由に該当するなど、当社が会員に付与したポイントを取り消すことが適当と判断した場合。
4. 当社は、取り消しまたは消滅したポイントについて、一切の補償及び責任を負わないものとし、
5. 会員がポイントの還元を受けた後に上記第2項もしくは第3項によりポイントが取り消された場合は、会員はポイント取り消しによる不足額を直ちに現金または当社の指定する方法にて当社に支払うものとし、
6. 会員は、ポイントを還元商品に交換した後に、前項のポイントの取り消しがあった場合は、還元商品の申し込みは取り消されます。会員が既に還元商品を受領している場合には、直ちに当社に対して還元商品の返還または還元商品に相当する金額を支払うものとし、

第7条（権利の譲渡）

会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

第8条（本ポイントサービスに関する疑義等）

ポイントの有効性、ポイント付与数、還元資格に関する疑義、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとし、

第9条（変更・中止・終了等）

1. 当社は、予告なしに本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとし、
2. 前項により、会員に損害が生じた場合にも、当社並びにインヴァスト証券は一切の責任を負いません。

第10条（準拠法）

本ポイントサービスの内容は日本国の法令等が適用されるものとし、